

『指導救命士の担う役割』

	都道府県名	栃木県
	所 属	芳賀地区広域行政事務組合消防本部 予防課
	氏 名	柳沢 淳一
	職名・階級	課長補佐兼保安係長・消防司令
	指導救命士養成研修 受 講 時 期	平成27年度 指導救命士養成研修 第2期 修了

はじめに、当消防本部においては現在までに指導救命士として4名が栃木県MC協議会の認定を取得し、本部内教育体制の構築はもとより、県ならびにMC分科会参画と、救急業務の円滑な遂行を目的に以下に従事し取り組んできました。それらについて紹介させていただきます。

【栃木県における役割】

栃木県においては平成28年から指導救命士の認定制度が開始され、県MC協議会をはじめ、各検討部会等への参画・運用が開始されました。

指導救命士による栃木県における救急業務に関する諸課題を検討し共有する場として、指導救命士連絡調整会議が年複数回設けられています。

また、県MC医師監修のもと、指導救命士を中心として、処置範囲拡大に伴う追加講習及びビデオ硬性挿管用喉頭鏡追加講習におけるカリキュラム策定ならびに追加講習時の実技指導を実施しています。

【MC分科会への参画】

当消防本部が属する「小山・芳賀地域分科会」は、MC圏内3消防本部と地域性を考慮し隣接他県の1消防本部をオブザーバーとして構成され、県の枠を越え、医師の指導・助言のもと、指導救命士を含めた救命士が企画・運営に積極的に関わっていることが特色となっています。

プロトコール、救急隊再教育、ドクターカー、そして薬剤投与連携試験の4つのWGとその調整を図り運営を行う事務局、さらには指導救命士と事務局経験者から

なるMCスーパーバイザー制度にて、それぞれに提言・監修を行い効果的で質の高い運営が可能となるよう組織されています。過去には、更なる教育環境の構築を図るうえで指導救命士との連携は不可欠との考えから、指導救命士講演会を開催し、直接的な教育を実施しています。

医療資源、消防資源ともに乏しい地方において、医師によるコア業務はもとより救急隊教育環境の整備ならびに円滑な救急業務遂行のためには、地方ならではのMC体制の構築は必要不可欠であり、医師の指導・助言を仰ぎながら、指導救命士を含めた救命士が積極的にMCに関与し機能していくことで、地域実情に即したMCの構築は可能と考えます。

【消防本部における問題点とその取り組み】

現在、当消防本部は職員平均年齢33歳、20歳代職員の占める割合が40%と、若年化に伴う消防力の低下が危惧されている状態であり、職員育成が急務となっています。救急隊においてもそれは同様であり、若年または経験の浅い職員がその多くを占めているのが現状です。

そのため、救命士はもとより救急隊全体の育成と対応能力の標準化を重要視し、指導救命士を総括として各署の指導的立場の救命士を救急技術指導者に選任し、その指導にあたる体制を構築しています。

年度初頭に救急技術指導者会議を設け、教育における年間スケジュール（毎月2回の本部内合同救急訓練）と実施内容（講義ならびに想定訓練）について策定をし、各項目の担当署を定め実施をしています。

具体的実施方法としては、対象に救急有資格者の再教育項目も含め、係内序列第2位から第3位の救命士が、指導救命士と救急技術指導者監修のもと、担当項目についての資料の作成から講義の実施までを行い、受講者の知識向上とともに講師を務める救命士のプレゼンテーション能力の向上を図ることを目的としています。



講義風景

想定訓練においても同様に、実働隊による想定実施隊と想定付与隊とに分かれ、付与隊は想定作成から評価・フィードバックまでを行わせ、実施隊の技術ならびに隊の連携能力の向上を図るのみならず、救命士の評価・指導能力向上も併せて図っています。ここでも指導救命士をはじめとした救急技術指導者は、闇雲にこなす訓練から着眼点を持った効果的な訓練となるよう、想定内容の確認含めその評価・指導方法等について実施前後に助言を行っています。これは指導救命士養成研修にて

受けた教育方法そのままに本部内教育に取り入れ実施しています。

これらの指導方法に関しては、署内訓練や出場時におけるOJTについても積極的に行わせ、能力の向上を常に意識づけるよう働きかけています。



実技試験風景

そのほか、救命士有資格(または取得見込)にて入職し、専任救急隊となった若手救命士に対して、OJT含めた一定期間の署内訓練をもったのち、救命士単独で運用するに足りる技術と判断力を有しているかを問う実技試験を実施しています。

さらには、栃木県における薬剤投与認定申請にはMC分科会による救命士個人評価ならびに隊としての連携評価に合格する必要があるため、分科会試験と同様形式にて、本部内受験資格審査を行っています。これらについても、指導救命士はじめ救急技術指導者にて評価し、単独での運用ならびに受験資格付与を厳しく判定しています。

【おわりに】

指導救命士の養成が開始されてから5年が経過しましたが、指導救命士として担うべき役割と課題は未だ山積であるといえます。

指導救命士の重要な責務である教育指導において、現在行っている教育方法が最適であるか否かは不透明であるという認識を常に持ち、先進的な教育指導方法にて効果を発揮している例を柔軟に取り入れ、自らの職場環境に適した方法へと変換し実施していくことが重要であり、指導救命士養成研修にて得られた知識・技術・技法を存分に発揮できる環境をいかに構築できるか、そしてそれをいかに伝えていけるかということが指導救命士自らも含め救急隊全体の資質向上には必要不可欠なことであると考えます。

現在、私個人的には他課への異動に伴い、救急隊への直接的な指導をする機会は少なくなりましたが、「救命士が救命士(救急隊員)を育てる」その環境を構築し、より効果的な実現と発展のため、後進への惜しまぬ助言を続けていく所存です。